

監視カメラの社会的許容度に関する一考察： 監視に対する嫌悪感の根源をめぐって

後藤 晶^{†1} 本田 正美^{†2}

本研究では、設置が広がっている監視カメラについて、その社会的許容度を図るためにアンケート調査を行った。特に、本研究では監視カメラの設置に対して否定的な意志を表明した人々を対象として分析を行った。その結果、監視主体に着目すると、警察・自治体に比べて、自治会・企業、個人による監視を望ましく思わないことが明らかとなった。監視対象に着目すると、公共施設・商業施設に比べて交通量の多いところの監視を望ましく思う一方で、職場や住宅の監視を望ましく思わないことなどが明らかとなった。さらに、監視主体と監視主体の相互作用が認められ、監視主体の目的によって望ましさが異なることが明らかとなった。この結果は、監視に対して否定的な人々にとっても監視主体および監視対象の公共性が高まれば高まるほど監視を許容すること、監視主体の公共性が高いとしても、自宅などの公共性の低い空間の監視を望まないことが示されている。

Consideration about the social tolerance of the surveillance camera: Focusing on the origin of the disgust for surveillance

Akira GOTO^{†1} Masami HONDA^{†2}

In this study, analysis was done for the people who expressed a will of a negative against the installation of surveillance cameras.

As a result, focusing on the monitoring subject, it is worse to be monitored by residents' associations, companies and individuals than that by the police and the municipality. On the other hand, focusing on the monitoring target, it is better to monitor the place where the car traffic is so heavy, and worse to monitor at work and home than public or commercial facilities. Furthermore, the interaction of monitoring subject and target was observed. It means that desirability of monitoring depends on the purpose of monitoring.

Therefore, people against the surveillance cameras even tolerate them under the condition that the publicness of monitoring subject and target is higher. Although the higher publicness of monitoring subject, monitoring is rejected in the place where the publicness is lower like home.

1. 問題 1

昨今では様々な場所への監視カメラの設置が広がっている。その設置には賛否両論存在するが、従来の研究で言及されてきた監視にまつわる規範論からの先行研究および実際の人間行動に着目した当為論からの先行研究の二点について概観すると、それらの研究では監視という行為を平板に捉え、規範論では監視の規範性、当為論では監視の有効性が議論されてきたことが分かる。対して、本研究では、監視をより立体的に捉える。つまり、監視を行う主体や場面、さらには監視を実現するシステムも含めて、監視という行為を定位するのである。例えば、規範論では国家による国民の監視に関する規範を問うてきたが、現代社会においては企業が市民を監視することもある。監視の有効性に

についても、場面に応じて、それは変化する。監視という行為は一様ではなく、監視という行為の表れとして現前している監視カメラの存在につき、社会的な受容のあり方を明らかにする必要がある。

1.1 規範論からのアプローチ

監視カメラ設置についての規範論からの議論は、その「監視」の部分に着目し、その正当性を問うというアプローチが採用される。この議論は監視社会論として研究が蓄積されているところであるが、監視社会に関するイメージ形成の土台となったのは、ジョージ・オーウェル『1984』(オーウェル, 1950)とミッシェル・フーコー『監獄の誕生』(フーコー, 1977)である。随所に設置された監視メディアに用いた独裁者ビッグ・ブラザーによって一般の人々が監視される様を描いた『1984』、ベンサムが考案した一望監視型刑務所「パノプティコン」を引き、近代の刑罰が「常に監視されているかもしれない」と囚人に思わせることによる馴致へと重心を移したとする『監獄の誕生』のいずれもが、権力を持つ者が権力を持たない人々を監視するという文脈で、監視を位置付けている。これらの著作を引きながら、

^{†1} 山梨英和大学人間文化学部
Faculty of Human Sciences and Cultural Studies, Yamanashi Eiuwa College
^{†2} 島根大学研究機構戦略的研究推進センター
Center for the Promotion of Project Research, Organization for Research,
Shimane University

1 1.1 および 1.2 は後藤と本田(2016)に依拠する。これは本研究で用いた調査結果が同研究の一環として実施されたものであり、当該研究と同一の問題意識の元に展開されたことによる。

権力を持つ者としての国家が権力を持たない人々である国民を監視することの正当性について議論がなされるのである。とりわけ、監視により人々のプライバシーが侵害される可能性があることから、その正当性への懸念が表明されるのである²。

ここで、監視カメラに代表されるような新たな技術が社会に浸透することにより、国家が国民を監視するという単純な構図では議論が成立しない事態が到来していることに目を向ける必要がある。なかでも監視カメラについては、国家ではなく民間の主体による設置が浸透しており、本研究でも後に考察するように、それらを設置することに対する利点が多くの人々に認められるところとなっている。監視社会論の代表的な論者であるライアンは、この監視のメリットゆえに、監視は簡単にならなると説いている(ライアン, 2002)。

ライアンは、統治や管理のプロセスにおいて情報通信テクノロジーに依存するすべての社会は監視社会であると述べて、監視社会は高度情報化社会の必然的な帰結であると指摘した。プライバシー侵害を嫌悪する立場であれば監視そのものも否定されることになるが、現下の高度情報化社会の到来に一定程度コミットするのであれば、監視からは逃れることはできない。したがって、監視についてはその度合いが問題になることになるのである。つまり、どのような場面でどこまで監視が認められるのか。その線引きが議論の焦点となるのである。

1.2 当為論からのアプローチ

一般的には、監視カメラは発生した事象の検証において利用することが想定されている。一方で、従来の観点では抜け落ちている視座は、監視カメラの設置による人々の行動の変化である。例えば、社会心理学の領域においては他者の存在によって利他的行動や協力的行動が変化することが知られているが(Latane, 1970)、他者が存在しなくとも「目」の絵や「鳥居」の絵が利他的な行動や協力的行動を促進したり、規範から逸脱した行為を予防することが知られている。

例えば、ハーレイとフェスレンは他者の監視を想起させる「目」の絵によって、社会的ジレンマ実験における協力的行動が促進されることを指摘している(Haley & Fassin, 2005)。これは、プレイヤーが目の絵によって他者によって監視されていると感じるために、自己の評判の低下を避けることを目的とした利己的行動の回避、もしくは利他的行動や協力的行動の促進がされると考えられている。実際に、目の絵によって犯罪の発生件数が減少した例がイギリスで報告されたり(Charkey, 2015)、国内においても放置駐輪の減少が目の絵を導入したポスターによって可能であることが示唆されている(阿部&藤井, 2015)。

また、日本国内においては鳥居も同様の効果があることが指摘されている³。これは鳥居が日本の神道文化の中では神聖なものとして扱われているために、粗末に扱えば天罰が当たると考えられているためである。実際に、不法投棄が抑制された事例が紹介複数されており(朝日新聞, 2007; 河北新報, 2016)、鳥居に類似した商品化もされている(有限会社ニューマテリアル, 2016)。

このような観点から考えると、目の絵や鳥居と同様に監視カメラには規範から逸脱した行為を予防する効果がある可能性がある。目の絵は第三者による監視を、鳥居は超自然的な存在による監視を示唆する一方で、監視カメラは遠隔地から観察されたり、実際に記録を残す機能を有しているために、第三者による監視の機能を有しており、社会的規範に沿った方向に行動を変化させる可能性がある。

1.3 検討項目

本研究では後藤と本田(2016)にて報告した内容に加えて、特に監視カメラに対して否定的な回答をした人々を対象として調査を行った。これにより、監視カメラに対して否定的な人でもどのような「監視主体」がどのような「監視対象」においては監視カメラを許容可能であるのかを検討する。

後藤と本田(2016)では、20代に比べて、50代以上の監視カメラの許容度が高いこと、未婚者に比べて既婚者の許容度が高いこと、予防効果よりも検証効果が強く認識されていることを指摘した。さらに、監視対象別に検討をすると、犯罪予防は高く評価されているものの、事故予防および自然災害予防効果は低く評価されており、これらについても性別・世代・結婚・子の有無と言った社会経済的要因により濃淡が存在していることを指摘した。

この前回の報告を踏まえて、本研究では監視カメラの社会的許容度を精査すると同時に、嫌悪感の根源の検討をする。

2. 調査

2.1 調査項目の概要

調査は2015年9月18日から20日にかけて実施された。株式会社パイブドビッツ政治山カンパニーが提供するインターネット意識調査システム、「政治山リサーチ」を用いて行われた。調査対象は全国の20歳以上の男女を対象として、2,215名(平均年齢45.23歳, SD=14.70)の回答を得た。男女別の内訳は(男性1,107名(平均年齢=45.50歳, SD=14.76)、女性1,108名(平均年齢=44.97, SD=14.63))であった。

本報告では、この中から監視カメラに対して否定的な反応を示した550名(平均年齢41.75歳, SD=14.58)を対象に

³ 海外においては、神の概念をブライミングすることによって、匿名条件化での独裁者ゲームにおいて分配額が大きくなることが指摘されている(Shariff & Norenzayan, 2007)。

² 監視社会論については、青柳(2006)を参照した。

実施した第二調査の結果について報告する男女別の内訳は男性 293 名(平均年齢 40.90 歳, SD=14.13), 女性 257 名(平均年齢 42.71 歳, SD=15.05)であった。質問項目は以下の通りである 4..

本研究においては「あなたは、どのような場合であれば監視カメラを設置しても許されると思いますか。」として、「監視主体(警察や自治体/自治会や商店街/企業/個人)」が「監視対象(公共施設や商業施設/交通量の多い場所/住宅の敷地周辺/オフィスや工場の敷地周辺/山林/河川)」に設置するという計 20 個の組み合わせについて望ましさを 5 点満点で尋ねた。

さらに、社会経済的要因として、「性別・年齢・都道府県・地域・職業・未婚・子どもの有無」について尋ねており、分析に用いている。

2.2 分析方法

分析は応答変数が 5 点尺度の順序変数であることを考慮し、一般線形混合モデルの順序プロビットモデルとして分析している。これは同一実験参加者から繰り返し回答を求めているためである。

これについて監視主体(警察・自治会・企業・個人)×監視対象(公共施設・交通量の多い場所・住宅・オフィス・山林/河川)を説明変数として分析を行う。ここでは、交互作用ありモデルおよびなしモデルについて検討する。

3. 結果

はじめに、全てのゲームにおける貢献額の平均値のプロットを示す。最も高い許容度を示しているのが「警察や自治体」による「交通量の多い場所」に対する監視であり、最も低い許容度が示されているのが「個人」による「公共施設や商業施設」に対する監視であった。

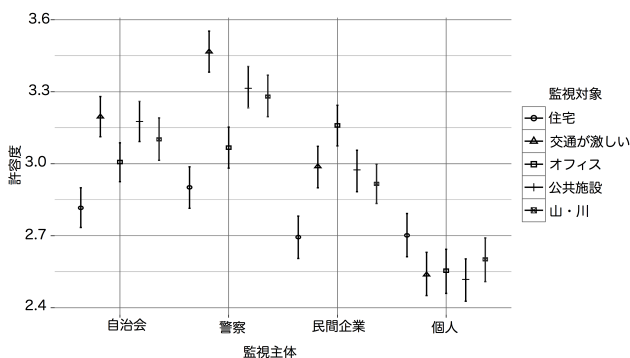


図 1 監視主体・監視対象別の許容度

続いて、分析結果を表 1 に示す。Model 1 には監視主体と監視対象の交互作用のない分析結果を、Model 2 には監

視主体と監視対象の交互作用のある分析結果を示している。この 2 つのモデルについて比較したところ、AIC および BIC のいずれについても Model 2 の方が低いことが示されている。したがって、以下には交互作用のあるモデル 2 について考察を行う。

監視主体に着目すると、コントロール群である警察に比べて、自治体・民間企業・個人による監視は許容されない傾向にある。また、監視対象に着目すると、コントロール群である公共施設・商業施設に比べて、交通量の多いところの監視は望ましく思われる一方で、オフィスおよび住宅の監視は望ましく思われない傾向にある。さらに、交互作用に着目すると、自治体・企業・個人による交通量の多いところの監視はネガティブな、企業・個人によるオフィスの監視や企業・個人による住宅の監視はポジティブな結果が得られている。

	Model 1	Model 2
監視主体:		
警察・自治体	コントロール群	コントロール群
自治会	-0.224 [-0.283; -0.165]*	-0.209 [-0.342; -0.076]*
企業	-0.385 [-0.444; -0.325]*	-0.509 [-0.642; -0.377]*
個人	-0.919 [-0.980; -0.858]*	-1.189 [-1.323; -1.054]*
監視対象:		
公共施設・商業施設	コントロール群	コントロール群
交通	0.077 [0.010; 0.143]*	0.240 [0.108; 0.372]*
オフィス	-0.082 [-0.148; -0.016]*	-0.383 [-0.515; -0.250]*
山川	-0.037 [-0.103; 0.030]	-0.050 [-0.182; 0.082]
住宅	-0.333 [-0.399; -0.266]*	-0.630 [-0.763; -0.497]*
交互作用:		
自治会:交通		-0.213 [-0.401; -0.025]*
企業:交通		-0.225 [-0.413; -0.037]*
個人:交通		-0.213 [-0.401; -0.025]*
自治会:オフィス		0.114 [-0.073; 0.302]
企業:オフィス		0.659 [0.472; 0.847]*
個人:オフィス		0.426 [0.238; 0.615]*
自治会:山川		-0.067 [-0.254; 0.121]
企業:山川		-0.047 [-0.234; 0.141]
個人:山川		0.166 [-0.022; 0.355]
自治会:住宅		0.071 [-0.117; 0.259]
企業:住宅		0.204 [0.017; 0.392]*
個人:住宅		0.898 [0.709; 1.087]*
性別:		
男性	コントロール群	コントロール群
女性	0.365 [0.169; 0.561]*	0.371 [0.171; 0.570]*
世代:		
20 代	コントロール群	コントロール群
30 代	-0.113 [-0.394; 0.169]	-0.115 [-0.401; 0.171]
40 代	-0.188 [-0.478; 0.103]	-0.191 [-0.486; 0.105]
50 代	0.005 [-0.344; 0.353]	0.004 [-0.350; 0.358]
60 代以上	-0.424 [-0.773; -0.076]*	-0.431 [-0.785; -0.078]*
地域:		
北海道地方	0.023 [-0.442; 0.488]	0.024 [-0.448; 0.497]
東北地方	-0.044 [-0.461; 0.373]	-0.043 [-0.467; 0.381]
関東地方	コントロール群	コントロール群
中部地方	-0.133 [-0.422; 0.156]	-0.135 [-0.428; 0.159]
近畿地方	0.179 [-0.081; 0.439]	0.183 [-0.082; 0.447]
中国地方	0.011 [-0.528; 0.551]	0.012 [-0.536; 0.561]
四国地方	0.247 [-0.420; 0.914]	0.250 [-0.427; 0.928]
九州地方	0.037 [-0.386; 0.460]	0.038 [-0.392; 0.467]
結婚:		
未婚	コントロール群	コントロール群
既婚	-0.113 [-0.422; 0.197]	-0.114 [-0.429; 0.201]
子どもの有無:		
子なし	コントロール群	コントロール群
子あり	0.259 [-0.055; 0.574]	0.263 [-0.056; 0.583]
Log Likelihood	-12508.547	-12378.785
AIC	25069.094	24833.570
BIC	25259.041	25111.185
Num. obs.	11000	11000
Groups (MID)	550	550
Variance: MID: (Intercept)	1.244	1.286

* 0 outside the confidence interval

表 1 分析結果

これらの結果は監視主体・監視対象に応じて一律に許容

4 なお、本調査に関する概要は政治山カンパニーより第 32 回政治山調査として報告されており、本研究はより精査したものである 1)。

されているのではなく、監視主体の目的によってその許容度が影響を受けていることが示唆される。

また、社会経済的要因に着目すると、男性に比べて女性は監視を望ましく思うこと、60代以上は監視を否定的に捉えていることが示されている。

4. 考察

4.1 ディスカッション

監視主体と監視対象の間に相互作用が認められた。この結果はどの監視主体／監視対象ならば監視をされてもいい／されたくない、と考えられているのではなく、それぞれの監視主体の目的によって許容度が異なることが考えられる。

全般的な傾向について検討すると、監視主体の許容度は、警察>自治会>企業>個人となっている。この結果は、公的だと思われる監視主体による監視は許容される傾向があることが示されている。換言すれば、権力の認められる監視主体による監視は認められる傾向にある一方で、私人監視は認められない傾向にあることが示されている。

また、監視対象の許容度は、交通量が激しいところ>公共施設・商業施設＝山川>オフィス>住宅となっている。この結果は公共性の観点から必要性が高いところほど監視が許容される一方で、私的空間における監視は許容されない傾向にあることが示されている。

しかしながら、分析によると相互作用が認められている。すなわち、監視主体および監視対象の差異によって、監視の許容度が異なることが示されている。

監視主体が official な存在である警察であっても、対象がプライバシー性のオフィスや住宅であれば、その監視は望ましいものではなくなる。これは、権力者である国家によって、企業の経済的自由権を侵害するものとして捉えられ、個人の精神的自由権・経済的自由権・身体的自由権やプライバシー権を侵害するものとして捉えられるために許容されない結果が示されていると考えられる。

一方、私人性の高い民間企業による監視であっても、そのオフィスや工場を監視対象とするのであれば、その監視は望ましいものになる。その監視対象となる個人がオフィスという比較的公共性の高い common な空間であるために、その組織と個人の利害関係の存在により監視が許容されるものであると考えられる。

また、私人同士の監視についても、その影響が異なる。民間企業による個人宅の監視は許容されない。これは一つには個人の自由権の問題により、もう一つには自身の情報がビジネスに使われうることに対する嫌悪感、もしくは不公正感を抱いていることが想定される。企業が個人を監視することによって、そのデータを商業目的に使われることに対して不公正な感情を抱くことが想定される。他にも、商

業目的に限らず、個人情報が悪用されるのではないかという恐怖の感情を抱いている可能性がある。すなわち、論理的・理性的に許容できないのではなく、感情的に許容できない可能性がある。例えば、個人による監視は、その目的が想定できず、目的が不明であるところに嫌悪感情を抱き、監視を許容できていないと考えられる。

すなわち、official および common な主体による監視は認められる一方で、その対象のプライバシー性が高いのであれば、監視は許容されないことになる。しかしながら、想定される監視主体の目的に、監視対象が合致している場合には監視が許容されることになると考えられる。しかし、合致していない場合には、監視は論理的に拒否されるのではなく、感情的に拒絶される可能性がある。

すなわち、監視の許容には、監視に対する感情的な評価が大きく影響している可能性がある。

実際に、感情的な評価を行っているのか否かを仮説生成的に考察するために、本調査においては監視を嫌がる理由を尋ねた記述的な質問についてクラスター分析を実施した。これは各回答者回答を元に、15回以上出現している語を対象として、階層クラスター分析を実施した。Ward法により、Jaccardの距離による分析を行った。その結果、図2に示されたとおり5つのクラスターに分類された。

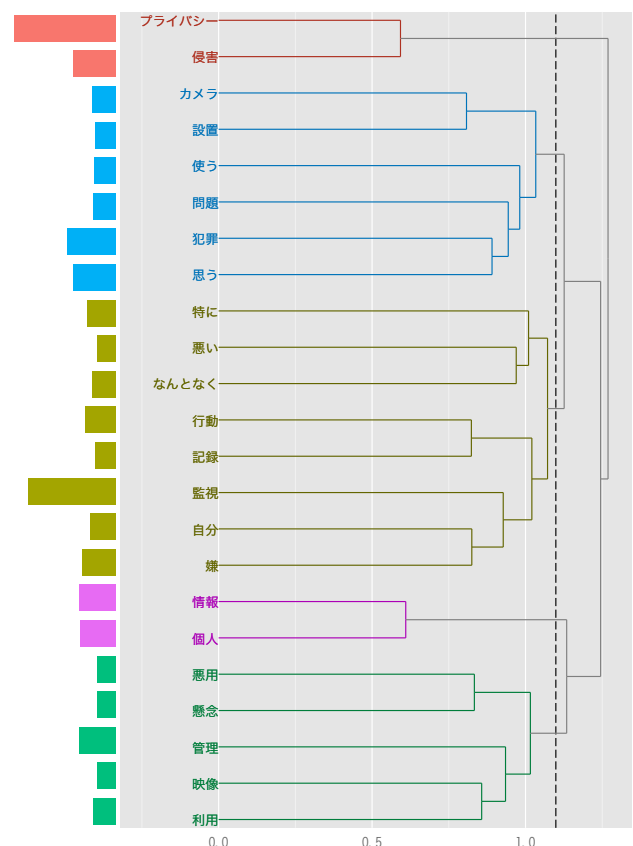


図2 監視を嫌がる理由のクラスター分析の結果

第一クラスターには「プライバシー・侵害」という単語

が出てきており、やはりプライバシーの侵害が一番の懸念材料であることが示されている。第四クラスターには「個人・情報」という単語が出てきており、個人情報に関する懸念が示されている。第五クラスターには「悪用・懸念・管理・映像・利用」という言葉が認められる。この結果は監視カメラによって取得された映像が適切に利用されるかといったことに懸念があることが示されている。

一方で、問題になるのは第二クラスターおよび第三クラスターである。第二クラスターには「カメラ・設置・使う・問題・犯罪・思う」という単語が表されている。特に「犯罪」と「思う」という単語が同時に使われる頻度が高いことを示しており、監視カメラの利用に対して主観的な評価が入り込んでいることが示されている。

さらに、第三クラスターには「特に・悪い・なんとなく・行動・記録・監視・自分・嫌」という単語がまとめられている。本クラスターについても「なんとなく」と「悪い」が同時に使われる頻度が高く、「嫌」という単語が用いられている。このことから、監視カメラの設置に対する否定的な評価は、あくまでも論理的側面ではなく、感情的判断によってもたらされていると考えられる。

4.2 今後の課題

最後に、本研究から導かれる今後の課題について検討する。

第一に、本研究からは監視に対する許容度が、理性的な論理による帰結に依拠するのではなく、感情的な直感による帰結に依拠する可能性があることが示唆された。この点について、ハイト(2014)などを踏まえて、より精査をする必要がある。

第二に、SNS およびモバイル機器によって相互監視社会が成立してしまっているのにもかかわらず、監視カメラを嫌う理由の検討である。一つの可能性として、第三者による相互監視と第三者による一方的な監視では全く違う性質を有している可能性がある。この点については経済ゲーム実験における第三者罰および第三者罰に関する研究も関連があると考えられる。例えば、現在は twitter や facebook といった様々な SNS による公的機関・私人が入り混じった監視社会が実現してしまっているのが現状である。この点について、経済ゲーム実験を用いることによって、解明が可能になると考えられる。

第三に、監視主体と同時に、監視に関わる「媒体」の影響を考える必要がある。本報告においては監視主体および監視目的の影響について検討した。しかしながら、そのような監視を実現するための情報技術を提供する媒体による差異についても検討する必要がある。例えば、その監視媒体として用いられたシステムが、情報を流出して信頼を毀損するような事態を引き起こしたのであれば、その監視媒体に対する信頼が低下すると同時に、監視主体に対する信頼をも毀損する可能性がある。この問題についても、同様

に経済ゲーム実験によって解明できる可能性がある。例えば、信頼ゲームと呼ばれるゲームは他者に対する信頼という文脈から人間の行動を評価する枠組みではあるが、この枠組に監視主体・監視媒体を位置づけることによって、それぞれに対する信頼を計測することが可能になると考えられる。

最後に、以上の観点を踏まえた、現代にあわせた監視社会論の展開の必要がある。旧来の監視社会論はあくまでも「権力者」と「非権力者」の枠組みによって展開されてきた。しかしながら、現代の情報社会において、その二元対立的な様相は失われており、その監視主体および監視対象によって影響が異なる。新しい監視社会論は、これらの観点を踏まえて検討していく必要があるであろう。

参考文献

- 1) 市ノ澤 充: 第 32 回政治山調査「監視カメラ設置 68%が賛成、抑止より検証に効果」、入手先(http://seijiyama.jp/research/investigation/inv_32.html) (2015.10.02)
- 2) オーウェル, ジョージ『一九八四年』吉田健一・龍口直太郎訳, 文藝春秋新社, (1950)
- 3) フーコー, ミシェル『監獄の誕生—監視と処罰』田村俣訳, 新潮社, (1977)
- 4) 青柳武彦『サイバー監視社会』, 電気通信振興会, (2006)
- 5) ライアン, デイヴィッド『監視社会』河村一郎訳, 青土社, (2002)
- 6) Latane, B.: Field studies of altruistic compliance, *Representative Research in Social Psychology*, 1, pp.49-61, (1970)
- 7) Haley, K.J. & Fessler, D.M.T.: Nobody's watching?: Subtle cues generosity in an anonymous economic game, *Journal of Evolution & Human Behavior*, 26, pp.245-256, (2005)
- 8) Charky, N.: Eyeballs have an interesting effect on your behavior, 入手先 (<http://www.atn.com/stories/2854/eyeballs-effect-on-crime>) (2015.10.21)
- 9) 阿部正太郎, 藤井 聡: 他者の監視を想起させる「目」の絵を用いたポスターによる放置駐輪抑制効果の検証, *都市計画論文集*, 50(1), pp. 37-45, (2015).
- 10) Shariff, A.F. & Norenzayan, F: God is watching you: Priming God concept increases prosocial behavior in an anonymous economic game, *Psychology Science*, 18(9), pp.803-809.
- 11) 朝日新聞: 不法投棄「神が見てるぞ」ミニ鳥居で防止効果てきめん, 入手先(<http://www.asahi.com/special/070110/SEB200702240012.html>)(2007.02.26)
- 12) 河北新報: 「ミニ鳥居」ポイ捨て激減 信仰心刺激か, 入手先(http://www.kahoku.co.jp/tohoku/news/201601/20160110_13024.html), (2016.01.10)
- 13) 有限会社ニューマテリアル: 「ごみよけトリー」: 不法投棄対策・不法投棄防止製品, 入手先(<http://www.new-material.com/gomiyoke-tori.htm>)(2016.05.08 閲覧)
- 14) ハイト, ジョナサン『社会はなぜ左と右にわかれるのか——対立を超えるための道徳心理学』高橋洋訳, 紀伊國屋書店, (2014)